

切符はためな

傳染病

# 田邊町報

號 三 第

昭和四年二月一日發行

京 都 府 綴 喜 郡 田 邊 町  
大 字 田 邊 小 字 北 川 第 三 番 地

編 輯 兼 發 行 人 南 由 治 郎

印 刷 人 吉 山 市 松

發 行 所 京 都 府 綴 喜 郡 田 邊 町 役 場

田邊町長 吉山 庸 三

昨秋は畏くも

聖上陛下御一代の御盛儀である御大禮諸儀も、二旬に亘り萬民歡呼の裡に無滞御終了被遊まして、皇室の爲國家の爲誠に慶賀の極みであります、取分け御大典御舉行の地であり殊に皇室の御恩澤を蒙る事の厚い京都府民である我々町民は、愈々其光榮と鴻大なる聖恩とに感激して、聖旨を奉戴し皇室並に國家の爲奉公の誠を盡さなければならぬと存するのであります

此際本町に於きまして御駐輦中は何等の事故も發生せず、警備の任務も恙なく終了致しました事は、各種國体員諸君が献身的に奉公の誠を盡して下さつたのと、町民全体が何等心の隔りなく、喜び勇んで一心同體となつて協力して下さつた御蔭でありまして、衷心感謝の意を表する次第で御座います

扱て其目出度かつた昭和三年も暮れまして一般と輝しい昭和四年の春を迎ふるに當りまして私就職以來今日迄に經來つた町政の事情を大略申し述べ、且つ今後の抱負の

一端をも陳述いたしましたして、諸君と共に益々本町發展の爲に努力いたしたいと存する次第で御座います

## (一) 御大典紀念事業

此曠古の御盛典に遭遇致しまして誠心誠意奉祝の意を表すると同時に是非共之を永久に紀念する道を講じなくてはならないと考へたのであります、其御盛典を紀念すべき事業及方法は多々あつたのであります、なる丈け御大典の意義に副ひ奉りたいこの精神より御眞影を奉戴し奉安殿を設備する事に致したのであります、申迄もなく御即位の御大典に際し御眞影を奉戴する事は皇室尊崇の念を涵養するに絶好の施設と信じて、是が實現を期したのであります、ごうか町民諸君は此意を体されて日々誠心を以て奉拜し奉り、一層心を磨き身を鍛へ家事に勵んでいただくかねばならぬと存じます、尙又大江校長先生を始め有志の斡旋によりまして、本町にも婦人會の創立されしました事は本町の堅實なる發展にも大層有益な事で、衷心歡びに堪へない次第で御座います、是亦御大典紀念の一事業として意義深いものと信するのであります

## (二) 教育問題

兼て本町に於ける重大問題とされて居りました、城南女學校設置の件であります、之れは町民諸君の大奮發と御後援がでありますので當局にある私としては、誠に有利の立場に有り昨年夏以來三郡委員の會合並に郡内町村長の集合を拾數度に亘り開催し、種々協議を重ね萬難を排して之れが實現を期すべく努力し、建設寄附金の捻出方法に就きましては、可成負擔の過重をさけるやう考慮して居つたのであります、郡内町村の事情により悲觀説を唱へる町村があつて段々熱が上らない様な模様となり、亦一方府の財政が緊縮方針をこられた關係上、四年度の豫算には計上されない状態となりまして、遺憾乍ら現在では實現不可能となつたのであります、此問題は將來再び皆様の御援助を願はねばならぬ時期のある事と信じて、目下本町と致しては遺憾であるけれども、外の方面にまだ、急を要する施設もありませんが故に、或は是が爲納税の点などに無理がなくとも存じて居る様な次第であります、ごうか皆様に於かれましては一段と勤儉力行せられまして、他町村の援助を願はなくても拾萬圓位の金なれば何時にても負擔に應ずるだけの裕福をおつくり下さい、而して時期到來の節はお互が大に奮發して實現を期したいと存じます

## (三) 京都區裁判所田邊出張所問題

茲に亦諸君に御相談をせなければならぬ金の要る事が出来て居るのであります。それは京都區裁判所田邊出張所(登記所)の件であります。御存知の通り之れは從來田邊區の神社の建物を本町が修繕持てお宮さんより借受け、其を裁判所に提供して年々多少の修繕をして来たのであります。近來非常に腐朽して大々の改築を爲さざれば全く使用に堪へ得ざる状態に差迫り、之を今のまゝの土地に置いて建物に大々の修繕をなすか、或は今少しく便利な土地に移轉するか、の二途何れかに決定せなければならぬ有様であります。司法省としては出張所に對して唯月額五圓か六圓位の家賃の支拂があるのみで、建築物に對しては少しの補助もないのであります。御承知の本町の經濟は何れも制限に達する高率を課し來り殊に農家經濟の疲弊せる今日多額な追加負擔をなすは不可能と存じ種々善後策を考究致して居るのであります。從來其關係町村(田邊町外六ヶ村)よりは少しの補助も受けずお互の財産の保護される場所を唯本町のみが其の負擔の犠牲を拂つて来たのであります。今後は上述二つの中の何れの途をとるも、多額な費用が要りますので六ヶ村の關係村を歴訪して相當負擔を承諾される様努力して、一段町民の負擔を輕からしむべく目下奔走中で御座います。

## (四) 土木問題

土木に關しましても随分と擴張或は修繕のヶ所が澤山ありますが、限りある經濟を以て全般の希望を一時に満すも不可能であります。各方面よりいろ／＼希望はあり私としてもそれ／＼叶へたきは山々であります。が其内一番急を要するものより初める外はないのであります。その急を要すると思ひまするのは、新田邊驛より西に通ずる府道が片町線の踏切に於て止り此爲に一般の方が非常に不便を感じて居られるので、是非其踏切より本街道に直線に連絡すべき道路の擴張が本町發展の魁けでもあり、目下最大急務であります。が故に、府道編入を其筋に申請して一日も早く許可ある事を期待して居るのであります。幸ひにして是が許可ありし曉は受益負擔の意味に於て、本町は擴張に用する土地買收費並に工事に要する總ての經費の十分の三を負擔せなければならぬのであります。最も擴張に關する線に現在の町道に沿ふか或は直線になるか、是れは府の計劃によつて決定される事未確定であります。が、何れにしても其沿道の持主の方々は一面には受益の意味に於て又他面には町の發展に奉仕する意味に於て、先時價の四分の一位の値段にて買收に應ずる御覺悟あらん事を今より希望する次第であります。

## (八) 警備に關して

警備に關しまして從來の腕用唧筒が一台損ねまして使用する事が出来ず是も矢張時代に相應しいガソリン唧筒の購入の止むなき事情となりまして、金壹千余圓の金が通常經費以外に支出をしたのであります。前年度繰越金と本年度經費の内よりも出来得る丈け節約をして其購入費に充當したのであります。

## (二) 本町經濟問題

何分にも切りつめた町の經費を以て町政を運用致しまする上にいろ／＼と臨時の費用例へば傳染病患者の發生とか、或は前述申上げて居る様な事業其他種々支出の必要が起りし場合は本當に苦しむのであります。或方の説を承りますとそう別段君が苦しむ必要もないじやないか、追加徵集さへすれば樂にいくらでも支出が出来ると申されますが、前にも申上げて居ります通り現在の經濟状態を見ますれば制限外の徵收は、止むを得ざる場合は兎に角當局にある私としては、爲すに忍びません。出来得る限り節約をして今少しく町の財政状態に彈力あらしめたいと日夜苦心して居りますので、どうか此点御賢察を御願ひいたしたいと思ふのであります。

私が斯々申しますれば一面には亦そう經濟状態計り考慮して消極主義では何事もなす機會がないだらうと心配される方もあろうかと思われませんが、當局として決して消極

主義をとる方針でもありません、私共は微力ながら町發展の計劃も種々考究し新規施設の必要も多々あるのであります、故に、積極方針を以て、さりとて借金政策は覺悟であります、さりとて借金政策は、りでは後日非常な行き詰りを生ずる事は分りきつて居りますから、甚だしい無理をせず財政の許す範圍に於て是が助成を計らなければならぬと存じます

(八) 古い言葉ではありますが何をなすにも先立つものは金で金があれば解決のせなき問題ばかりであります、諸君も御承知の通り家が繁榮すれば経費が増加する様に國でも町でも發展して行けば行く程経費が増すのであります、而して其一面には亦收入の道も自ら増し來るわけであり、繰返し御願ひしますが何卒親愛なる我町民各位は平素出來得る丈の節約をして新規施設等の必要を認むる場合は納税が増額することも是は喜び勇んで期日に遅れぬ様納税してもらわなくてはならぬのであります、最後に私は町當局と町民諸君全体との十分なる意志の疏通を希望して止まないのであります、總て世の中に不審をいだけ程氣持の悪いものはないのでありますからして萬一納税額及其他役場に對して御不審の点があれば役場は六つかしい所でもなく町長の役場でもなく皆さんの役場ですから御遠慮なく御越し下さいまして御話をしてもら

いたい、私共吏員一同は御得心の行く様説明申上げるつもりであります、かくして町民一致團結して御詔書におほせられたる(民心の和合)を實現いたしまして地方共同の福利を十分にあげたいと切望致すのであります、尙其他種々申上げたき事情は澤山ありますが紙面の都合上次報に申上げる事に致します

### 紀元節

學校長 大江 肇

二月十一日は紀元節で旗日であるといふ位なことは誰でも承知してゐますが、さて紀元節とは何かと聞かれると一寸まごつく人も無いとは限りませんが、國民としてまことに恥しい事です。

我大日本帝國第一代の天皇様神武天皇が中州と御平定遊ばされて、大和國傍畝の橿原宮で御即位の御大典をおあげになつた日を紀念する爲に定められた大祝日が紀元節です、此れを御定めになつたのが明治五年でそれ以來年々宮中ではおごそかな御祭典があり、國民こそつて此の日をお祝申上げて居ります。

謹んで神武天皇御即位當時の御有様を考へまするに天皇様は今の九州高千穂の宮においでになつて、御東征のはかりごとをお定めになり、大勢の皇族方や、兵隊を引きつ

れて、道すじの國々を御平定になり、海をわたつて河内に御上陸なされましたが、ナガスネビコといふ賊の爲に邪魔せられ、熊野の険しい山を越えて、大和國にお入りになり、多くの賊をお平げになつて、傍畝の橿原の地に宮殿をお作りになり、大へん盛な御大禮の式をおあげになつた事が古い書物に記してあります。

かうして神武天皇御即位遊ばされてから、今年までは、實に二千五百八十九年、又天皇様から今上陛下までは百二十四代、萬世一系の御ちすじは此後も極りなく傳はつて行くので、國運の隆々としてさかんなことは誠によるこびに堪へぬ次第であります。世界には種々な紀元がありまして、ヤソ教を説き出したキリストの生れた年を紀元一年と數へるのがあります。西暦何年といふのは之に依るので、今年は千九百二十九年になつて居ます、又回々教を開いたマホメットの生れた年を紀元一年とするのがあります、之は西暦よりはすつと年代が新しい之等は何れも宗教上の紀元を用ゐたので我國のやうに、第一代の天皇様が御即位になつた年を紀元元年として、而かも二千五百餘年と長く續いてゐる例は世界中他に一つもありません、世界何れの國でも開國以來君主が同じ血すじからお出になるといふことは我が國の外には一國もないのであつて

一つの朝廷が亡びて次の朝廷が立ち、其の  
かはり目にはいつも戦が起り、血の川を流  
し屍の山を築き、誠にいまはしいことの起  
るのが例であります。

今神武天皇御即位の年、即ち元元紀年に立  
ちかへつて世界の有様を見ますと、隣の支  
那は古い國であつて其時は周とい朝廷の惠  
王の十七年に當つてゐます。

西洋ではヤソ紀元前六百六十年に當つて、  
今日世界の強國と云はれてゐる、イギリス  
フランス、ロシア、アメリカなど何れも野  
蠻の土地で國家など云ふものゝ無かつた事

は言ふ迄もなく、草木茫茫として人跡も分  
からぬ有様であつたらうと思はれます、而  
かも其後支那では周以來大方二十回も朝廷  
がかはり、イギリス、フランス、などでも  
幾度も朝廷に變動があつて今日に至つたも  
のです、實に我國建國の遠く深いことはお  
勅語にも「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」仰せら  
れた如く、はるかに世界各國に立ち勝つて  
居ります。

此の立派な國家に生れ殊に今日の様な盛な  
大御代に出あつた私達は身の幸をよるこぶ  
とともに、此の大日本帝國の基を御聖めに  
なつた神武天皇様の御徳を仰ぎ奉り、益々  
奮勵國家の爲につくさんければならぬと存  
じます。

町會議員選舉に就て

去る大正十五年法律第七十五號を以て町村  
制が改正になりました其改正の要点は主と  
して從來の選舉法より選舉權及被選舉權が  
非常に擴大せられ其れと同時に取締方法も  
極めて嚴密になりました、本町では來る四  
月二十五日に初めて此の新らしき選舉法に  
依つて町會議員の選舉を執行するのであり  
ます、其れに就きまして必要な事項を説明  
しまして諸君の御參考に供し併せて思ひが  
けない誤の出來ない様に選舉を執行されん  
ことを希望致します。

選舉權

本町内に住所を有する帝國臣民たる年齢  
二十五年以上の男子で二年以來町の住民  
で左の條項に該當せない者が選舉權を有  
します

- 一、公民權停止中の者
- 二、禁治産者及準禁治産者
- 三、破産者にして復權を得ざる者
- 四、貧困に因り生活の爲公私の救助を受  
け又は扶助を受くる者
- 五、一定の住居を有せざる者
- 六、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せ  
られたる者
- 七、刑法第二編第一章第三章第九章第十  
六章乃至第二十一章第二十五章又は第  
三十六章乃至第三十九章に掲ぐる罪を  
犯し六年未滿の懲役の刑に處せられ其  
執行を終り又は執行を受くることなき

被選舉權

選舉權を有する町公民は被選舉權を有す  
るのであります但し左に掲ぐる者は選舉  
權は有つても被選舉權はありません

在職の檢事、警察官吏及收稅官吏  
選舉事務に關係ある官吏及町の有給吏員  
陸海軍人にして現役中のもの

町の有給吏員教員其他の職員にして在職  
中の者は町會議員と相兼ねることを得ま  
せん

議員の任期

町會議員の任期は四年で總選舉の日より  
起算するのです

選舉人名簿の調製と確定

選舉人名簿は毎年九月十五日現在によつ  
て調製するのです本年四月に執行する選  
舉に用ひます選舉人名簿は去る昭和三年  
九月十五日現在に依り調製しましたそれ  
で十一月五日より十五日間當町役場で關  
係者に縦覽せしめ十二月二十五日を以て  
確定しましたのです  
確定人員合計七百九十七人

内田邊區にて三百五十二人

薪區にて二百三十九人

興戸區にて百四十七人

河原區にて五十九人

選舉の期日と場所

選舉の會場投票の日時及選舉すべき議員の數は選舉の期日前七日目迄に告示しませんが別に變りのない限り四月二十五日に投票及選舉會を當町役場で開きます勿論議員は十二人です

選舉會場

選舉會場の事務に従事する者や選舉會場を監視する職權を有する者又は警察官吏の外は選舉人で無い者は選舉會場に入る事は出来ません  
選舉會場で演説討論を爲したり若は喧擾に涉り又は投票に關し協議若は勧誘を爲し其他選舉會場の秩序を紊すことはなりません萬一そう言ふ者がありますれば制止しますが尙命に従はぬ者は選舉會場外に退出せしめます

選舉方法

選舉は無記名投票を以て行ひ一人一票に限るのです  
選舉人は選舉の當日投票時間内に自ら選舉會場に到り選舉人名簿の對照を経て投票するのです  
選舉人は選舉會場に於て投票用紙に自ら被選舉人一人の氏名を記載して投函する

のであります

盲人は勅令を以て定められたる点字で投票することが出来ず点字投票の器具は役場の投票所に備付けて置きます  
自ら被選舉人の氏名を書く事の出来ない者は投票を爲す事が出来ません  
投票用紙は町長の定むる一定のものを投票所で渡します

開票

開票の日時は選舉期日前告示しますが投票の日に間違はありませんでしよ  
開票開始前を除く外選舉人は其の選舉會の參觀を求むることが出来ず

無効投票

- 一、成規の用紙を用ひざるもの
  - 二、投票中二人以上の被選舉人の氏名を記載したもの
  - 三、被選舉人の何人かを確認し難きもの
  - 四、被選舉權なきもの、氏名を記載したるもの
  - 五、被選舉人の氏名の外他事を記入したるもの但し爵位職業身分住所又は敬様の類を記入したるものはかまはない
  - 六、被選舉人の氏名を自書せないもの
- 投票の効力は選舉立會人之れを決定するのでありますが可否同數なるときは選舉長之れを決するのであります

法定數

選舉は有効投票の最多數を得たる者をして

て當選者と定むるのであります但し議員定數十二人を以て有効投票の總數を除いて得たる數の六分の一以上の得票あることを要するのであります

昨年十二月二十五日に確定しました有權者數七百九十七人の中で七百二十票の有効投票があると假定して此の數を議員數十二を以て除して得た數は六十票です此の六分の一の數は即ち十票であります此の十票以上の數で高票者より十二人を當選者と定めるのであります

右の規定に依つて當選者を定むるに當り同數の得票者ある場合は年長者を取り年齢同じき時は選舉長抽籤して之れを定むるのであります

一、當選者選舉期日後に於て被選舉權を有せざるに至りたる時は當選を失ふのであります

一、當選者が定まりましたら當選者に當選の旨を告知し同時に當選者の住所氏名を告示します

當選者が當選を辭せむとする時は當選の告知を受けた日から五日以内に町長に申立てねばなりません

一、官吏にして當選した者は所屬長官の許可を受けねば之れに應ずる事は出来ません又當選の告知を受けた日から二十日以内に應ずべき旨を町長に申立てないときは其當選を辭したものと看做します

一、町に對し請負を爲し又は町に於て費用を負擔する事業につき町長若しくは其の委任を受けた者に對し請負を爲す者若しくは其支配人又は主として同一の行爲を爲す法人の無限責任社員若しくは支配人にして當選した者は其の請負を罷め又は請負を爲す者の支配人若しくは主として同一の行爲を爲す法人の無限責任社員若しくは若しくは支配人たることなきに至るに非ざれば當選に應ずることが出來ぬ

一、當選者が左に掲ぐる事由の一に該當する時は三月以内に補缺選舉を行ふのであります

(イ) 當選者が當選を辭したとき  
 (ロ) 當選者選舉の期日後に於て被選舉權を有せざるに至りたる時

(ハ) 選舉に關する犯罪に依り刑に處せられ其當選無効となりたる時但し先きに執行した選舉に於て法定の數に達しながら當選者とならざりし者が有る時は補缺選舉を行ふことなく直ちに選舉會を開いて其者の中から當選者を定めるのであります

選舉人選舉又は當選の効力に關して異議ある時は選舉の日より七日以内に當選に關しては當選者の告示の日より七日以内に町長に申立つことが出來ます

○選舉運動に就ての注意  
 選舉事務所は選舉の當日に限り投票所を

設けたる場所の入口より三町以内の區域には之れを置く事は出來ません

休憩所其他之れに類似する設備は選舉運動の爲め之れを設くる事は出來ません  
 何人とも雖も投票を得る爲め得しめ又は得しめざるの目的を以て戸別訪問を爲す事及連續して個々の選舉人に對し面接し又は電話により選舉運動を爲す事は出來ません

○文書圖書に關して  
 選舉運動の爲め文書圖書を頒布し又は揭示する者は名刺及選舉事務所に掲示するもの、外表面に其の氏名住居を記載せねばなりません

選舉運動の爲め頒布し又は揭示する引札張札の類は二度刷又は二色以下とし長三尺一寸巾二尺一寸を超ゆることは出來ないし名刺の用紙は白色に限りませす

選舉運動の爲め使用する立札看板の類は議員候補者一人に付き通じて百個以内とし白色に黒色を用ひたるものに限り且つ縦九尺横二尺を超ゆることは出來ません  
 使用する立札看板の類は選舉事務所を設けたる場所の入口より一町以内の區域に於ては選舉事務所一個所に付き通じて二個を超ゆること出來ない

文書圖書は選舉の當日に限り投票所を設けたる場所の入口より三町以内の區域に於て之れを頒布したり揭示する事は出來ない

張札立札看板の類は承諾を得ずして他人の土地又は工作物に之れを揭示することには出來ません

自作農獎勵資金に就て

昭和三年度に於て貸付相成るべき府の自作農獎勵資金に對し本町は昨年五月に金五萬圓を申込み置きました少くとも二萬圓位の配當を受ける事と思つて居りましたが計らかも本月十八日附で内務部長より本年度に於ては貸付詮議相成難き旨の通知に接しました甚遺憾の至りですが致し方がありません豫め申込を受けて居た方に對しても別に通知は致しませんから御承知下さい  
 尙是れ追既に轉貸して居ります方に對しては本年度の償還期が来る三月二十日御座います故一日も遅れない様に納付して下さい何れ三月十四五日頃には納付通知書を差出しますが念の爲め申上げて置きます  
 何れ昭和四年度に於ても貸付がありましょ其時には相當貸付を受けまして希望者に満足せしむる様努力致します考です

昭和二年度當町歳入出決算報告

昭和二年度の町歳入及歳出は昨昭和三年五

月三十一日に締切り十二月二十日會計検査員の検査を受けました去る一月十五日に町會を開きまして認定を受けたので御座います今大体に於て内容を御説明申し上げます

歳 入

- 一、財産収入 金百九十圓四錢
- 町及學校基本財産の公債や郵便貯金の利子と役場前敷地料
- 二、使用料及手数料 金四百八十三圓五錢
- 高等科の授業料と町税滞納督促手数料証明及戸籍の手数料
- 三、交付金 千二百五十六圓四十九錢
- 國稅や府稅及水利組合費の徵收に對する交付金
- 四、國庫下渡金 五千四百四十四錢
- 義務教育費に對する國庫よりの下渡金
- 五、繰越金 二千七百三十九圓一錢
- 大正十五年昭和元年度の精算殘金
- 六、雜收入 五百三十一圓三十六錢
- 役場不用品賣却代や舊病舎の賣却代金や徵兵旅費の繰替金の戻し入れ
- 七、町稅 二萬七千四百九十九圓九十三錢
- 地租付加稅 四千四百三十一圓三十六錢
- 特別地稅付加稅 四百四十四圓六十二錢
- 營業收益稅付加稅四百七十七圓五十六錢
- 府稅家屋稅付加稅 千九百六十九圓七十二錢
- 府稅營業稅付加稅五百四十五圓六十一錢
- 府稅雜種稅付加稅 二千二百五十六圓五

十六錢

特別稅戶數割 一萬六千九百二十四圓五十錢

八、府補助金 二百四圓四十二錢

傳染病豫防費と青年訓練所費の補助金

九、國庫補助金 二十五圓

統計調査費の補助金

十、財産賣却代 五十圓

舊隔離病舎賣却代

歲入合計三萬七千六百三十三圓七十四錢

歳 出

- 一、神社費 九十圓
- 指定村社三社へ供進神饌幣帛料
- 二、會議費 五十九圓
- 會議に係る費用
- 三、役場費 七千六百七十八圓九十七錢
- 町長以下役場吏員區長及代理者名譽職委員等區の小使に至る迄の報酬及給料其他役場にて入用の諸經費並に建物修繕費
- 四、土木費 三百八十三圓九十五錢
- 町の道路や橋梁の修繕費
- 五、小學校費 一萬四千八百五十三圓一錢
- 學校長及諸先生並に小使の給料と學校で必要の諸經費及建物の修繕費
- 六、附設實業補習學校費 千四百一十一圓二十二錢
- 先生の給料と其他必要の經費
- 七、青年訓練所費 六百五十五圓三十七錢
- 青年訓練所指導員給料及備品其他

八、地方改良費 三百九十二圓

青年團、處女會、補助金及敬老會教育獎勵費

九、傳染病豫防費 四十八圓

町醫手當及種痘其他傳染病豫防費用

十、救助費 一圓

貧困者救助費

十一、警備費 五百六十五圓九十五錢

消防組員手當及器具修繕費其他

十二、基本財産造成費 八百八十三圓

町及學校基本財産蓄積金

十三、財産費 六十九圓

役場建物の火災保險料

十四、諸稅及負擔 七百七十三圓九十二錢

町有財産の不動産に對する國稅府稅及田邊町草内村組合病院負擔金及府の分賦金

十五、雜支出 四十三圓五十三錢

滞納處分の費用及徵兵旅費繰替金

十六、隔離病舎費 二百七十五圓二十五錢

隔離病舎を開院した費用

十七、勸業諸費 二百五十四圓四十三錢

農事試驗分場の敷借料

十八、公債費 二千三百七十四圓

借入金を返済する元金と利子

十九、財産買入費 三十四圓八十錢

學校敷地の増加分買入費

二十、補償費 千六百七圓三十六錢

電車々庫用敷地買入の補償金

歲出合計三萬二千八百八十三圓七十六錢

歳入出差引金五千四百四十九圓九十八錢之れが即ち昭和二年度の精算殘金で昭和三年度に繰越金として歳入濟であります此の様には澤山の殘金が出来ましたのは隔離病舎の借入金に對する償還が一ヶ年遅れました結果負擔額が少なかったのと義務教育費國庫下渡金が多かつたのと今一つは滯納金が一掃除出來た結果であります然しながら昭和三年度の豫算に於て既に四千三百十四圓計上されて居るので御座います

警 備 て 就 に

客臘當町消防組々頭竹村寅市 部頭山村矢一郎 同寺本庄藏同小野勇治郎氏が辭職されましたので左記の通り警察部長より任命されました

- 組 頭 北川忠一郎
  - 第一部部頭 山岡辰三
  - 第二部部頭 小西榮次郎
  - 第三部部頭 村山久三
  - 第四部部頭 北尾種治郎
- 尙各部小頭缺員になりましたから左の諸氏が任命されました
- 第一部小頭 小西惣市郎
  - 第二部小頭 太田源吾
  - 第三部小頭 小野末吉
  - 第四部小頭 北尾藤太郎
  - 北尾正夫

昨秋購入しました能力偉大なる鈴木式バルブレス唧筒の機關手として各部より擇拔されました諸氏の氏名

- 北川種治郎 西川新吾
  - 竹村六一 北尾善一
  - 村上佐一 小林巖
  - 太田清治 喜多吉三
  - 池永丑之助 西村源次郎
- 去る一月四日出初式の當日小學校講堂に於て多年當町消防組の爲め盡瘁された左の諸氏に對し伊室井手警察署長より表彰狀(記念品)を添へ感謝狀を授與されました

表 彰 狀

- 元組頭 竹村寅市 元部頭 山村矢一郎
  - 元部頭 寺本庄藏 元部頭 小野勇治郎
  - 西川三四郎 小西嘉一郎
  - 竹村信藏 西川幸太郎
  - 小西德太郎 西川與八
  - 江守孝次
- 感謝狀
- 村上増太郎 岡山重次郎
  - 喜多繁二郎 里村繁治
  - 北尾勇治 竹村新一

兵 事

海軍志願兵検査  
本年三月二十九日相樂郡木津公會堂で海

軍志願兵の検査が執行されます將來ある帝國海軍々人として志を立てんとする青年は奮て志願して下さい志願書は検査の當日迄に町役場を経由して府廳へ出せばよいのですが成る可く早い方がよろし志願者は役場へ御越し下されば詳細説明して手續を致します

徵 兵 檢 査

本年度の徵兵適齡者は明治四十一年十二月二日より同四十二年十二月一日迄の間に於て出生された方です適齡届は其戸主から夫れ夫れ手續を爲されたでしやうが手續未済の方は至急本籍地の役場へ届出を下さい若し本籍地外へ寄留されて居つて寄留地で検査を受けんと思召の方は至急に其住むで居る市町村の役所又は役場へ行つて手續を下さい遅くなりなると許可されんことがあります

演 習 召 集

本年度に於て本籍地外の聯隊區に寄留する在郷軍人にして寄留地師管内の軍隊にて演習召集に應せんとする方は前年の十一月三十日迄に聯隊區司令官に届出をせねばならんが其届出期日後に於て本籍地外の聯隊區に寄留し其寄留地師管内の軍隊にて演習召集に應せんとする者は情を具し市町村長の寄留に關する証明を受け寄留の日より十



四日以内に聯隊區司令官に到着する様に町  
村長警察署長を經由して届出をせねばなり  
ません無論令状受領後は届出は出来ませぬ  
が令状を受取る迄と言へども許可されんこ  
とがあります右によつて届出を爲さんとせ  
らるゝ方は一日も早く役場へ来て下さい其  
手續を教へます

### 簡閱点呼

在郷軍人にして寄留地に於て簡閱点呼を受  
けむとする者は毎年三月三十一日迄に寄留  
地の聯隊區司令官に宛て市町村長警察署長  
を經由して願書を差出さねばなりません  
本年度に於てそうゆう方がありますれば期  
限を遅れない様に其手續をなさい此の期  
限内に届出られた分は許可される事が通例  
であります右の期日後に於て寄留地に於て  
受けんとする者は情を具し本籍地及寄留地  
の市町村に於ける簡閱点呼執行日より各  
二十日本籍地の聯隊區内の寄留地に於て簡  
閱点呼を受けんとする者に在りては七日前  
迄に前と同じく聯隊區司令官に願出ねば  
なりません但し許可されない事もあります

### 道路愛護に就て

現在に生活する者で道路を利用せないもの  
は一人も有りません道路には國道府縣道町

道との三つに區分されて居ますが何れも吾  
々生活上最も必要欲くべからざる交通機關  
であります此の道路の良いと悪いは吾々  
共同生活上に直接影響して來る問題であり  
個人としての便不便に止まらず町村の盛衰  
發展にも非常に關係する問題であります  
國道や府縣道に對しては國なり府なりが改  
修もし修繕もして修下さいますが中々數の  
多い事ですから充分の注意はされて居まし  
ても相當擴張もし修繕もして貰はなければ  
ばならん個所も澤山あります、まして町道  
に於ては全部町及區民の負擔に依らなけれ  
ば擴張はおろか修繕さへ出來ぬので御座い  
ます、年々町の豫算に計上されます土木費  
は本當に少額です此僅かな金を以て主要な  
る町道を修繕し其他は區の協議費を以て改  
修や修繕を行つて行くので御座いますから  
中々行き届きませんので御座います、そこ  
で各位の御努力を願ひたい事は他では御座  
いません、自分の家なり所有地の附近や日  
常交通します道路は充分清潔にし少々破損  
し始める様な事に氣が付きましたら早い目  
に御手入れを願ひたいのです、又少しの手  
間にて及ばない時や捨て、置けば大變な事  
になるとか又人が迷惑すると言ふ様な事を  
發見されたならば直ぐ役場か區長さんにお  
知らせ願ひたいのですそしてお互に我町や  
區の繁榮便利の爲めに道路を善くする事に  
協力一致して盡しましよ

又町道の側面に工作物を建設するゝ場合は  
建設するゝ迄に區長さんか役場へ御知らせ  
を願ひ立會の上にて御施行願ひたいのです

### 納税に就て

諸君の御努力と御理解の結果餘程成績が良  
くなりました昭和二年度分に對しては決算  
報告の通り成績極めて良く徴收延期處分を  
爲した分は少しもなく極少額の欲損處分を  
爲したるのみに有之全部滞納は一掃した譯  
であります昭和三年度分に對しても相當成  
績は良好ではあります但し町税調定總額二萬  
七千五百一圓四十一錢に對し約一割強の滞  
納額があるので御座います

昭和三年度の出納閉鎖期も近づいて來ます  
ので滞納整理をせねばなりません吾々關係  
者は責任上未納者に對しては督促もします  
督促しても尙納付して下さらぬ方に對して  
は止むを得ず強制處分をせねばならぬ事に  
なります

どうか餘り手数を煩はさない中に御納付し  
て下さることを希望するので御座います

### 編輯者より御斷り申上ます

本町農會の有益な記事が澤山ありますが紙  
面の都合で次號に譲りますから御承知して

下さい次號は來る三月か四月の中頃迄に發行したいと思ひます  
何分頭腦の薄すい素要のない者が編輯するのですから文章の拙ない点や物足らない点は澤山ありますが多忙なる事務の間隙や暗らい電燈の下で編輯したのです我慢して御心棒して下さい

◎お金ためて

注意!

盗火

難災